

唐津市農地等権利移動制限特例農地指定制度実施要領

平成31年 4月 1日
唐津市農業委員会

(趣旨)

第1条 この要領は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条第2項第5号の規定により唐津市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が別段の面積を定める農地（以下「特例農地」という。）の指定に関し、同条第1項に規定する農地又は採草放牧地の権利移動に係る農業委員会の許可を受けようとする当事者からの申請に基づき特例農地を指定する制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 空き家等に付随した農地について、特例で下限面積を引き下げること
で、農業をしたい移住者の選択肢を拡大し地域資源の有効活用とともに、遊
休農地化の防止・解消を図るものとする。

(特例農地の設定基準等)

第3条 申請に基づく特例農地の指定は、農地法施行規則（昭和27年農林省
令第79号）第17条第2項に規定するもののほか、次の各号に掲げる基準
を満たすものとする。

(1) 空き家等に付随する農地。

（「付随する農地」とは空き家等と所有者が同じで、空き家等から容易に耕作
ができる距離にある農地のことをいう）

(2) 現にすべて又は一部が遊休農地であるか、近い将来遊休農地になる可能
性がある農地。

2 前項の特例農地に係る別段の面積は、1㎡とする。

(指定の申請)

第4条 特例農地の指定の申請は、当該農地の所有者が空き家等に付随した特
例農地の指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

(農業委員会の審議等)

第5条 農業委員会の会長（以下「会長」という。）は、前条の申請があつたと
きは、担当地区委員及び農業委員会事務局職員に現地確認を行わせ、総会に

においてその結果を報告させるものとする。

- 2 農業委員会は、毎月20日までの受付分を翌月の総会において特例農地の指定について審議を行うものとし、特例農地の指定を決定したときは速やかに公示し、あわせて、申請者に対し結果を通知するものとする。

(条件)

第6条 別段の面積により、特例農地の指定を受けた農地の権利を取得しようとするものは、当該農地が付随する空き家等に住民登録をしたものに限る。

(指定の取消し)

第7条 農業委員会は、次の各号に該当するときは、その指定を取り消すこととする。

- (1) 所有者等の権利に移動があったとき
- (2) 申請が認められた日から2年を経過したとき、ただし、改めて申請した場合はこの限りでない。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が適当ではないと認めるとき。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が農業委員会に諮り、別に定める。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

空き家等に付随した特例農地の指定申請書

唐津市農業委員会
会長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____ (印)
電話番号 - - _____

空き家に付随した下記の農地について、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の指定を受けたいので申請します。

空き家の所在地 _____
空き家の所有者 _____ (申請者との続柄)

1. 申請農地の所在

町名	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	所有者名	備考

※ 下記の欄は農業委員会が聞き取りにより記入します。

① 農地は売買に限る ② 農地は賃貸借に限る ③ どちらでも良い

① 農地全筆を一括した売買等に限る ② 農地の一部売買等でも良い

※ 添付書類

空き家の登記簿謄本 (写し)

(特例農地の権利取得は、当該農地が付随した空き家に住民登録をされた方に限ります。)